

保護者の皆様

福島県立坂下高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

早春の候、皆様にはますますご清祥のことと存じ上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、文部科学省からの要請及び福島県教育委員会の指示を受け、本校では3月2日から春季休業開始日までの間、臨時休業とします。ただし、休業中の生活・学習の事前指導、生徒やご家庭との連絡調整のために3月3日を登校日といたしました。

このことを踏まえ、本校では下記のとおり対応し、生徒に指示いたします。ご家庭におかれましては趣旨ご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 臨時休業期間、春季休業期間、次年度始業式について
 - (1) 臨時休業期間 3月 2日(月)から3月19日(木)まで
 - (2) 春季休業期間 3月20日(金)から4月 7日(火)まで
 - (3) 次年度始業式 4月 8日(水)通常登校
- 2 休業期間中の学習について
 - (1) 各教科・科目の学習と次年度使用教科書については担当者より別途連絡するので、指示に従って計画的に学習に取り組むこと。
 - (2) 進路希望実現など、次年度に向けての目標を持ち、規則正しい生活を送ること。
- 3 休業期間中の生活について
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業であるので、人が多く集まる場所や繁華街等への不要な外出は控え、基本的に自宅で過ごすこと。
 - (2) 各種事故の未然防止に努め、不用意な情報の送受信に関わらないよう注意すること。
- 4 日常的な健康管理について
 - (1) 風邪やインフルエンザへの対策と同様に、咳エチケットやうがい・手洗い等、通常の感染対策を徹底すること。
 - (2) 免疫力を高めるためにも、栄養バランスのよい食事、十分な睡眠、室内での運動の工夫など、規則正しい生活を送ること。
 - (3) 適切な生活環境を保持するために室内の換気を心がけるとともに、暖房器具や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。
 - (4) 感染拡大防止の観点から、定期的に検温するなど、できる限り自分自身の健康状態の確認をすること。次のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従うこと。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※基礎疾患がある者が上記の状態が2日続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従う。

帰国者・接触者相談センター（会津保健所） TEL.0242-29-5203
 - (5) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は速やかに学校に連絡すること。
- 5 部活動・校内活動や対外的な交流イベントについて
 - (1) 部活動及び対外的な交流イベントなど、多くの人が集まる行事、大会等へは参加しないこと。
 - (2) 3月18日(水)に予定されていた「総合的な探究の時間」成果発表会は中止とし、日を改めての開催について今後検討する。
- 6 その他
 - (1) 臨時休業期間、春季休業期間中に生徒の登校を要する場合及び学習や活動について生徒に指示をする場合は、個別または一斉の連絡により知らせることとする。
 - (2) 年間行事計画で3月30日(月)に予定されている離任式については、現在のところ実施未定。